

Title	統治の「技法」から社会の変容を読み解くために：矢野久「(書評)『指紋と近代：移動する身体の管理と統治の技法』」への応答
Sub Title	To understand social change through governing techniques : author's reply to Hisashi Yano's book review of fingerprints and modernity
Author	高野, 麻子(Takano, Asako)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2018
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.3 (2018. 10) ,p.361(147)- 372(158)
JaLC DOI	10.14991/001.20181001-0147
Abstract	
Notes	批判・ 応答
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20181001-0147">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20181001-0147</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



## 統治の「技法」から社会の変容を読み解くために

——矢野久「(書評)『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』」への応答——

高野麻子\*

『三田学会雑誌』110 卷 3 号（2017 年 10 月）にて、矢野久氏（慶應義塾大学名誉教授）より、拙著『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』（みすず書房，2016 年）の書評を書いていただいた。そこで、本稿では、書評で提起された論点に応答することで、拙著の課題をはじめ、今後の研究の広がりを考える機会としたい。

下記に改めて拙著の概略を示しておく。

〈目次〉

序章 指紋をめぐる問い

第 1 章 「指紋法」誕生の軌跡——イギリス帝国のネットワークと移動する身体という「課題」

第 2 章 指紋法の伝播——イギリス帝国から日本帝国へ

第 3 章 満洲国の理想と現実——建国当初の指紋登録をめぐる動き

第 4 章 労働者指紋登録の開始——労働者移動と格闘する時代へ

第 5 章 労働者管理から国民登録へ——国民手帳法という結末の意味

第 6 章 警察制度改革と拡大する指紋——警察指紋・国民指紋法・県民指紋登録

第 7 章 戦後日本の再編と指紋——戸籍法・住民登録法・外国人登録法

終章 生体認証技術の現在を考えるために

拙著では、指紋法（指紋の「万人不同・終生不変」の特性を利用して個人を識別する技術）の歴史的変遷を扱っている。近年、指紋をはじめ、静脈、網膜、虹彩、顔、声紋を利用した生体認証技術（biometrics）が登場しているが、

\* 明治薬科大学

指紋法はその先駆けであった。この技術が誕生したのは、コンピュータ技術とは程遠い19世紀末のイギリス植民地のインドであり、移動を繰り返す原住民（「犯罪部族」と呼ばれていた）を管理するために使用された。その後、ヨーロッパ諸国や他の植民地へと伝播し、後発の帝国である日本が指紋法を導入したのは1908年であった。

日本で指紋法が犯罪者管理に導入されると、その後1924年から南満洲鉄道株式会社によって撫順炭鉱の労働者管理に利用され、傀儡国家「満洲国」でさらなる展開を遂げていく。1939年には「満洲国」に指紋原紙を専門に扱う「指紋管理局」が設置され、年間100万枚に及ぶ十指すべての指紋が人の手によって登録・運用された。

指紋登録は戦後日本にも引き継がれ、全国民を対象とした国民指紋法構想、全国各地で実施された県民指紋登録、住民登録法に指紋登録を導入する構想、さらにはおもに在日韓国・朝鮮人を対象とした外国人登録法の指紋押捺へと展開していく。

こうしたイギリス帝国から日本帝国に至る指紋法の歴史的変遷を辿ることで、なぜ指紋法によって個人を識別する必要性が地域を越えて同時代的に誕生したのか、なぜ指紋法でなければならなかったのかについて、移動する身体の管理と技法の観点から明らかにした。また、終章では、近年生体認証技術が世界的に拡大している状況に着目し、近代と対比しながら新たな身体管理の特徴を考察した。

矢野氏は書評論文のなかで、拙著の内容を

各章ごとに要約したうえで、大きく5つの論点（①時間性、②空間性・地域性、③統治のあり方、④公共圏と権力、⑤現在を分析する視座）を提起している。これらの論点はどれも拙著が抱える課題を指摘するものであるとともに、今後、歴史的な視座から現在の監視社会における身体管理を議論するうえで、非常に示唆的な論点である。そこで、以下、5つの論点に対して応答を試みるとともに、それらが共通して問うている「いま」を分析する視座について考えてみたい。

1つ目は「時間性」についてである。矢野氏は18世紀から19世紀にかけてを「近代」、19世紀末から20世紀を「現代」、20世紀末から21世紀を「現在」と3つの時代に区分したうえで、拙著が19世紀末から20世紀のみを取り上げ、「近代」を論じていることの問題を指摘している。つまり、矢野氏の時代区分でいえば、拙著は「現代」を扱っており、18世紀以降の統治の技法や手段の変容を考察していないため、近代自体が歴史的に変化していることへの分析が足りないとの批判である。

この点にかんしては、指摘のとおり帝国主義による植民地支配の時代を中心に扱っており、それ以前の時期や地域を扱っていない。なぜなら指紋という生体認証技術が19世紀末のイギリス帝国において誕生したからであり、21世紀の監視社会につながる技術がどのような背景のもとで実用化されたのかを明らかにすることが目的だったからである。拙著のなかでも引用したが、ラディカ・モンジアの「帝国国家」という概念は重要な示唆を与

えてくれる。

国民国家と呼ばれているもの、つまり一般的に「起源」がヨーロッパのなかにあると思われている国民国家は、帝国の時代に存在が確立する。そのため帝国形成と深くうろこ状に重ねられており、統合された分析領域で「国民 (nation)」と「帝国 (empire)」を扱わなくてはならない。いいかえれば、ヨーロッパの国民国家は、より正確にいうとヨーロッパ帝国—国家 (the European empire-state) なの<sup>(1)</sup>である。

指紋法が本国イギリスで誕生したのではなく、植民地統治と帝国形成のもとで誕生し、その後、他の植民地や国民国家における統治の技法として普及していく過程、モンジアの言葉を借りれば、国民国家形成と帝国形成が「うろこ状」に重なり合うプロセスを明らかにした。

ただし、この時期に生体認証技術の需要が生じたのはインドだけではなかった。すでに17世紀半ばには、犯罪者の肌にアルファベットを刻印し、逸脱者を可視化する実践が存在していたし、その後、より正確に個人を特定すべく、写真や人体測定法が開発され、これらが抱える課題を克服するために指紋法が

生み出された。こうした一連の技術的変遷を丹念に叙述することで、矢野氏が指摘するように、「統治の技法それ自体が変化し、その手段の歴史的な変化をみると、近代自体が歴史的に変化してきていること<sup>(2)</sup>」を描き出せるかもしれない。

そのように考えると、国民国家形成、産業化と都市化、植民地統治を通じて、近代的統治の歴史的変遷を理解するためには、多様な技法（国勢調査、住民登録、戸口調査、戸籍、身分証明書、パスポート、生体認証技術、統計、規律訓練、公衆衛生、医療、教育など）が誕生した経緯やその対象と目的、さらに相互の関連性についても見ていく必要があるだろう。非常に壮大なテーマではあるが、指紋法を広く近代的統治の文脈に位置づけ、さらに現在の統治の変容を捉えるうえで重要な作業である。

2つ目は「空間性・地域性」についてである。拙著ではイギリス帝国から日本帝国に至る指紋法の歴史的変遷に注目し、おもに「満洲国」と戦後日本の事例を取り上げているが、こうした非常に限られた地域の考察では、「国民国家一般」を論じきれないだろうとの指摘である。とりわけ矢野氏は戦後日本において住民登録法に指紋登録を導入する構想が浮上した点に触れ、「そもそも全住民の指紋登録による統治の技法は決して国民国家一般の理想＝夢

---

(1) Mongia, Radhika (2003) 'Race, Nationality, Mobility: A History of the Passport', in Antoinette M. Burton (ed.), *After the Imperial Turn: Thinking with and through the Nation*, Durham: Duke University Press, p. 205.

(2) 矢野久 (2017) 「書評 高野麻子著『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』」『三田学会雑誌』110 卷 3 号, p. 147.

ではなく、むしろ日本の国家権力がめざした統治のあり方であった<sup>(3)</sup>と分析する。たしかに、戦後の日本では、1949年の国民指紋法の構想にはじまり、県民指紋登録や住民登録への指紋押捺構想など、複数回にわたって広範な住民の指紋登録が検討または一部実施されてきた。戦後の日本が直面した状況、すなわち「満洲国」での指紋登録の経験や渡満組の警察官たちの帰還、さらに既存の住民登録システムの破綻や朝鮮戦争の勃発とその影響が、これらの指紋押捺構想を生み出したと考えるなら、それは日本の独自の文脈であることに間違いはない。

しかしながら、それと同時に、日本の文脈だけでは説明ができない部分も存在する。例えば、そもそも19世紀末にインドで実用化された指紋法が地域的な差異を越えて同時代的に普及したのはなぜだろうか。そして、日本が指紋法を導入した1908年の時点で戸籍簿への指紋押捺構想が登場していたことや、「満洲国」建国以前から国民の指紋登録構想が存在していた事実、さらに1940年代にアメリカでも指紋を付した国民IDカードの導入が法案として提出されていたことをどのように説明するのか。また、南アフリカにおける指紋登録の歴史を描いたキース・ブレッケンリッジによれば、1900年に警察制度のもとで使用が開始された指紋法は、その後、鉱山で働く

中国人労働者の管理をはじめインド人の登録、アパルトヘイト政策のパス法によるアフリカ人の登録を経て、1981年に白人を含めたすべての南アフリカ人を対象とした住民の指紋登録へと展開していったという<sup>(4)</sup>。鉱山労働者を対象にしていた指紋登録が国民登録へと展開していく流れは、「満洲国」とも共通している。これらの事例から、租税、徴兵、福祉の面でありすましが起こらないように紙の書類と指紋を結びつけることや、移動を繰り返す定住に至らないノマドを把握可能な主体にすることなど、領土内の人の管理において、指紋法は地域的な差異を越えて統治者にとって魅力的な道具であったと考えられる。

ただし、当時の指紋登録を考察する際には、技術的限界についても考慮に入れる必要がある。指先に黒いインクを塗り、指紋を写し取る作業にはじまり、紋様の種類や隆線の数に応じて10本の指を10桁の数字に変換し、分類棚に収納・検索する作業のすべてが手作業であった。そのため、指紋登録の導入は容易ではない。つねになぜ膨大な労力と資金を費やしてまで指紋登録を実施するのか、そこまでして解決したい問題は何か問われる。また、当時は指紋登録を実施しても、分類作業が追い付かず、個人識別の機能をまったく果たさないまま書類の山と化していた場合もある。登録の対象となった指紋は一指のみなの

---

(3) 同上, p.147.

(4) ブレッケンリッジ, キース (2017) 『生体認証国家——グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』堀内隆行訳, 岩波書店 (Keith Breckenridge (2014) *Biometric State: The Global Politics of Identification and Surveillance in South Africa, 1850 to the Present*, Cambridge: Cambridge University Press)。

か、十指すべてなのか、それらは分類可能な状態に整理されていたのかといった実態もあわせて考察する必要がある。戦後の国民指紋法が衆議院法務委員会で議論された際には、予算や技術の面で大規模な指紋登録は困難であるとの決断がなされている。その意味で、「満洲国」が1939年から年間100万枚の十指の指紋原紙を分類・検索可能な状態に管理していたという事実は非常にめずらしい事例である。

ここにこそ、地域性や個別の事情というものがかかわってくる。つまり、なぜある地域では大規模な指紋登録が実施されたにもかかわらず、他の地域では導入されなかったのかという問いである。この点を分析するために、通底する統治者の欲望とは別に、大規模な指紋登録が構想され、実施に至る「引き金 (trigger)」に注目しなければならない。例えば、「満洲国」では、建国直前から国民の指紋登録が構想されており、これを実施すれば世界一正確な国民登録制度が実現できると考えられていたが、建国直後に実現することはなかった。引き金となったのは、1937年の日中戦争と産業開発五ヵ年計画の開始によって生じた深刻な労働者不足であった。限られた労働力を「効率的に」配置するために、労働者への指紋登録が開始され、膨大な指紋原紙を処理できるインフラが整えられていったのである。そして労働者の指紋登録が軌道に乗ると、1940年以降に労働者管理を国民管理に拡大していこうとする動きが登場する。

さらに、近年の監視社会を考える場合には、引き金となる出来事から指紋法が導入された理由を探るだけでなく、ある出来事が引き金として選ばれた理由についても注目する必要がある。なぜなら生体認証技術をはじめ、多様な監視技術が商品化されるなかで、監視の需要は意図的に作り出されているからである。例えば、1990年以降の監視の拡大は単純にネオリベリズムの影響だけでなく、冷戦終結後に軍需品を扱う企業が新たに一般人向けの市場を見つけ、政府をリスク社会において利用しようとするなかで生じたという<sup>(5)</sup>。2001年のアメリカ同時多発テロを契機とした監視の拡大の背景にも、テロの脅威とその不安を日常のあらゆる分野に浸透させ、監視技術の導入を促した政治経済的なプロセスがあったことはいうまでもない。

今後、「空間性・地域性」の論点を深めていくには、東アジア地域に限らず、多様な地域と時代のケーススタディーを重ねながら、大規模な指紋登録が何を引き金として具体化するのかを検討していかなければならない。その際、指紋法だけでなく、戦時期に欧米諸国で導入された国民IDカードの歴史にも着目したい。なぜならIDカードの常時携帯は、権力側が必要なときにいつでも個人の身元確認ができるという意味で、指紋法と類似した機能を持つ技法だからである。1つ例を挙げると、第二次世界大戦中のカナダでは、すべての国民に対して住民登録とIDカードの携帯

---

(5) Murakami Wood, D. (2009) 'The Surveillance Society: Questions of History, Place and Culture', *European Journal of Criminology*, 6(2), p. 186.

を命じる国民登録制度が導入されていた。デイヴィッド・ライアンによれば、「この制度は、産業や政府に『必要な』人々と、徴兵され得る人々とを区別する考えに基づいて」おり、「全てのカナダ人について、職業、技能、雇用状態、生国、移民かどうか、言語、健康状態などのデータが収集・記録された」という。そのうえでかれは、「国民IDシステムを導入するということは、国民をよりよく『見える』人々と、それ以外の人々に順位付けし、仕分けるということである<sup>(6)</sup>」と分析する。ある一部の集団に対して使用された技法が、全体へと拡大した際、それは公平性をもたらすのではなく、人びとの間に新たな区別の論理を作り出すことを意味している。この論点は3つ目の問題提起につながるものである。

さらに、①時間性と②空間性・地域性の課題をふまえて、矢野氏は「時間性と空間性というこの二つの認識が本書には欠如し、近代一般にすべてを帰しているところに問題がある。『近代的統治の技法』としての指紋法から監視社会化をも眺めることによって、すべてが『近代』と同等視されてしまっているのではないか<sup>(7)</sup>」と疑問を投げかけている。これはまさに時代の変化をどのように考察するかという非常に難しい問いかけである。もちろん、現在の社会状況をすべて「近代と同等視」

するつもりはない。変化とは、AからBというまったく違う異質なものになる場合だけでなく、Aの性質が継続しながらもまったく違うものとして経験される場合や、Aの性質に新たなBという性質が加わり、Cを作り出すこともある。19世紀末に誕生した生体認証技術が、21世紀を迎えてますます需要を拡大していることは事実である。しかしそれだけで、近代の継続だと結論づけることはできない。この変化をめぐっては、改めて5つ目の論点で取り上げたい。

3つ目は「統治のあり方」にかんして2つの問題提起がなされている。1つには、「犯罪者や浮浪民などを統治の対象にすることと、人びと自体を統治の対象にすることとの間」についてである。つまり、矢野氏は「指紋法という統治の技法を犯罪者や浮浪者に限定することから、その他一般の人びとにまで拡大し、個人の『同定』に全面的に拡大することへは飛躍があった。そこにはどのような論理があったのか<sup>(8)</sup>」と問うている。

一部の人びとを対象としていた管理が、社会の構成員全体へと拡大していくことは「飛躍」なのだろうか。たしかに指紋法は、当初、犯罪者、都市への出稼ぎ労働者、ノマド、外国人の管理に使用されていた。なぜかれらを指紋法で管理したのか。そこには移動を繰り返

---

(6) ライアン、デイヴィッド(2010)『膨張する監視社会——個人識別システムの進化とリスク』田畑暁生訳、青土社、p.56 (David Lyon(2009) *Identifying Citizens: ID Cards as Surveillance*, Cambridge: Polity Press)。

(7) 矢野久、前掲書、p.147.

(8) 同上、p.147.

すという共通点が存在した。定住を基盤とした生活であれば、住所や共同体にもとづく住民登録が適用されてきたが、この方法では管理が不可能な場合に、どこにしようとも、言葉が通じなくても、偽名を使用しても個人を特定できる方法として指紋法が導入された。

しかし同時に、定住を基盤とした統治の技法そのものに問題がないわけではなかった。書類による登録の場合、書類に記載された人物かどうかを確かめる術はなく、なりすましの可能性は多分に存在する。例えば、戦後日本で、外国人登録法の指紋押捺構想が登場する以前に住民登録法への指紋押捺の必要性を提起した国家地方警察埼玉県本部鑑識課長の岩附一雄は、寄留制度の形骸化をふまえて次のように述べている。「住民登録の目的は全住民を居住地において正確に把握するにあるが、その根本になるものは各個人の識別である。個人識別が不完全で偽名、仮名、別名が通用し、二重登録虚無人登録が行われ本籍、年令を詐称されるようであれば折角の登録カードもその価値がないから、最も簡便で而も確実な指紋を利用するに限るのである<sup>(9)</sup>」。同じ文書のなかで岩附は1947年に施行された外国人登録令を取り上げながら、同様の課題を指摘している。

戦後日本だけでなく、1908年に日本に指紋法をもたらした大場茂馬が戸籍に指紋法を導入し、形式的戸籍から実体的戸籍にすべきとの構想を発表したことや、「完璧な国民管理」

を目指し、「満洲国」で全国民への指紋登録が議論されたことを鑑みると、一部と全体の関係は、「完璧な」管理という統治者の欲望のもとで同時に進行しているのではないだろうか。実際には予算不足、技術的限界、住民の反対などで実現しないことが多かったが、できることならやりたいというのが統治者側の本音であった。

そして、「統治のあり方」の2つ目の論点は、指紋登録をめぐる、ホロコーストと日本の植民地での実践を比較するなかで、ユダヤ人には「異化」の手段として、「満洲国」では「同化」の手段として使用されたことである。矢野氏は「日本の植民地支配では人びとの統治において指紋法が適用されたということに特徴があった。監獄や収容所など『閉じられた世界』で適用された統治の技法が社会一般へと適用されたところに日本の植民地支配の特徴があった。ホロコーストとは異なる形での統治の仕方が展開したのである<sup>(10)</sup>」と述べる。

まず、1ついえるのは、指紋法は監獄や収容所などの「閉じられた世界」での利用を目的としたものではないということだ。人の管理の方法として、「閉じ込める」という手法は、基本的に指紋法を必要としない。もちろんここでは「永遠にその建物の外に出ない」という条件付きにはなるが、限られた閉鎖空間であれば、顔を見れば本人確認が可能だからだ。まさに定住による統治が不可能な状況においてこそ、移動する身体を管理する指紋法が登

(9) 岩附一雄(1949)「住民登録カードに指紋を利用せよ」『警察時報』4(4): pp. 20, 28-29.

(10) 矢野久, 前掲書, p. 148.



場したのである。

たしかに指紋と聞くと「犯罪者」をイメージする人も多いように、指紋法は世界的にも犯罪者管理に使用されてきた。しかしそれは累犯者、もしくは脱獄犯の特定をおもな目的としている。つまり、閉じられた空間の外での使用を想定しているのだ。現在でも同様に犯行現場で採取された指紋を警察の指紋データベースと照合し、前科のある人間のなかに手がかりを求めている。また、1880年代に、パリ警視庁のアルフォンス・ベルティヨンが指紋法の前身である「人体測定法（体の11カ所を測定して個人を識別する方法）」を開発した背景には、犯罪者の同定を警察官の記憶に頼ることの限界があった。折しも当時は交通網の発達にともない、パリの街は人の移動と匿名性が増大する時期であった。人の記憶ではなく、客観的な仕方での個人の識別ができる方法として、人体測定法が誕生し、その後この技術が抱える課題を克服すべく植民地インドで指紋法が誕生した。

さらにここでは、指紋法は「同化」や「異化」の道具なのかという問いも浮上してくる。あくまでも指紋法は指先の紋様で個人を識別する技術にすぎないため、指紋法そのものが異化や同化の道具だということは難しい。問題はどのアクターが誰に対して何を目的として使用するのかにある。指紋法は指紋を採取して分類するだけでなく、必ずそこに個人情報がつけられる。そして、紐づけられた情報には意味が与えられ、指紋法によって導き

出された個人に具体的な判断が下される。ときにそれは本人が望む結果であるかもしれないし、逆に本人を絶望に導くかもしれない。

これは矢野氏の次の指摘にもつながる。「人びとを『同胞』と『共同体異分子』に区別・差別化し、後者を徹底的に『同定』の対象として管理・統治すること。これと、全住民を管理・統治の対象として『同定』すること。この違いに注目する必要がある。『現在』において進行する『監視化』、『監視社会化』は前者なのか後者なのか<sup>(11)</sup>。現在、監視されている人とされていない人を分けることはできない。監視が社会的秩序を構築するインフラの1つとなっているからだ。日々の膨大な情報（購買情報、メール、通話、監視カメラ、位置情報、SNSなど）がリアルタイムで自動的に収集され、あらゆる場面で使用されている。周知のとおり、これらの情報は単独で使用されるのではなく、複数の情報と結合され統計処理が施される。そこから導き出された情報を、指紋法を含む生体認証技術によって実際の人間に帰着させる。情報と個人を結びつける媒介者が指紋なのだ。

空港での経験を考えてみると、あるデータベースに顧客の指紋情報を登録しておけば、ある人にとっては、入国審査の時間短縮になり、便利で快適な技術として経験される。一方で、ブラックリストに入っていれば、国境を越えることは許されない。それは、本人にまったく思い当たる節がない場合でも同様である。同じテクノロジーが適用されていても、

---

(11) 同上, p.148.

個人の経験はまったく異なるものになる。しかしながら、世界中の空港で指紋法は便利で安全な移動を確保する道具として導入されている。

もちろん、かつて差別の道具だった指紋法が、現在では便利で安全を確保する道具になったと結論づけたいのではない。限りなく全体を同じテクノロジーで管理することにより、かれらを分類し、ふるいにかけているのだ。つまり、今日の監視社会において、「同胞」と「共同体異分子」の区別は、管理の手法で分けられるのではなく、膨大なデータにもとづくカテゴリー化のなかでなされている。さらにここで問題になるのは、ある行為において「許可」／「拒否」の判断がどのようなデータやアルゴリズムによって導き出されているのか、ますます不透明になっていることである。ある人に不利益をもたらした要因のなかに、かつての人種、国籍、民族、宗教などの要素がどの程度影響しているのかもわからない。膨大なデータを客観的な指標のもとで計算し、導き出した結果のように見えて、その内実に差別や排除の要素が含まれている。かつて、一部の人に対して適用されていた指紋法がすべての人へとその対象を拡大したとき、利便性や効率性と同時に内包される不均衡性に注目することで、現代社会が目指す秩序化の内実に近づけるだろう。そしてそのうえに成り立つ安全や安心を批判的に問うことができるだろう。

4つ目は「公共圏と権力」である。ここで矢野氏は愛知県で約20年間継続した中学3年生を対象にした県民指紋登録とそれに対する1969年の反対運動を取り上げ、次のように問うている。「この事態は、69年における、メディアを含む公共圏のあり方と権力の対応との関連がいかに重要であるかを物語る。現在では逆に反対派がバッシングを受けることになりうる。この想定されうる現在との違いはどこからくるのか」<sup>(12)</sup>。

まず、愛知県民指紋登録について少し補足をすると、これは1950年頃に全国各地で開始された警察主導の県民指紋登録である。おもに共産主義者の摘発を念頭に住民の指紋を採取する政策であったが、ほとんどの都府県は制度が軌道にのることなく消滅している。例外的に愛知県のみ、中学校という閉鎖空間で中学3年生の指紋採取が恒例行事となり、20年にわたって継続した。このとき、反対運動を組織した保護者からは、警察が子どもたちの指紋を採取することに対して異議申し立てがなされるとともに、それを黙認していた教師たちに怒りの矛先が向けられた。保護者たちは愛知県警に出向き、子どもたちの指紋が警察指紋（犯罪者指紋）と同様に犯罪捜査に利用されていないか調査を行った。警察側は、警察指紋と県民指紋は別々に管理されており、混ざることはないと説明したが、犯罪捜査に使用されていないという確証はどこにもない。

果たして、現在、警察主導で中学生の指紋登

---

(12) 同上, p.148.

録が学校行事として実施され、指紋採取の際に警察官が子どもたちに「これで悪いことはできないぞ」などと声掛けをしていたら、反対派はバッシングされるだろうか。当時と同様に人権侵害だとして反対運動が生じるのではないだろうか。一方で、学生証の代わりに指紋登録によって授業の出欠席の確認や各種証明書の発行が可能になるシステムが導入されるならば、受け入れられるかもしれない。これも先に述べたように、指紋法とは個人を識別する技術にすぎず、誰が誰を対象にどのような目的のもとで使用するのかという点が重要になる。もちろん、当初掲げられた目的とは異なる用途に使用される可能性を多分に含んでおり、その点は改めて批判的に議論する必要がある。

最後に、歴史的変遷から現在の監視社会を分析する視座について、すでに提起した論点も含めて考えていきたい。先述したように、現在の監視社会を近代と同等視するつもりはない。そもそもすべてが手作業の時代に行われた指紋登録には、つねに技術的限界が存在しており、それゆえ、なぜ膨大な資金と労力を費やして指紋登録を実施するのかを問うことができた。しかし、現在では指紋を含む生体認証技術は安価に導入できるだけでなく、生体認証に膨大な個人情報をつづけることが可能になった。さらに、監視の身体的経験も消滅に向かっている。かつて指紋を採取される

ときに塗られた黒いインクの感触や、指を上から押し付けられた感覚は失われ、スキャナに数秒指を置くだけになった。近年需要を拡大している顔認証装置が搭載されたカメラであれば、いつ自分自身が認証されたのかすら知ることができない。このように現在の監視の特徴を考えると、19世紀末と21世紀の指紋法を、同様のテクノロジーとして一括りにすることが難しい状況にある。

しかし、それでも歴史的変遷のもとで現代を考察すべき理由は、つねに監視と管理が非対称性を孕み、差別や抑圧を生み出す契機を内包していることにある。そしてその非対称性が、高度化する技術的革新のもとで不可視化されはじめている。サスキア・サッセンは『グローバル資本主義と〈放逐〉の論理——不可視化されてゆく人々と空間』のなかで次のように述べている。「歴史的に見ると、抑圧された人々はしばしば主人に反発して立ち上がった。しかし、今日、抑圧された人々はほとんど放逐され、抑圧者から遠く離れた場所で生き延びている。それに加えて、『抑圧者』はしだいに明確な中心のない複雑なシステムとなり、ヒトやネットワークや機械を結びつけている<sup>(13)</sup>」。たしかに19世紀末から20世紀にかけて、監視のテクノロジーは、統治者側にとって「危険でやっかいな人や集団」に対して使用されることが多く、指紋法もまた差別や抑圧の道具として捉えられてきた。しかしそれゆえに差別は可視化されていた。監視の対象に

---

(13) サッセン、サスキア (2017) 『グローバル資本主義と〈放逐〉の論理——不可視化されてゆく人々と空間』伊藤茂訳、明石書店、p.28 (Saskia Sassen (2014) *Expulsions: Brutality and Complexity in the Global Economy*, Cambridge, Mass: Belknap Press of Harvard University Press)。

なった人びとはときに反対運動を展開し、社会のある一部の構成員のみを政府の監視下に置くことに対して、異議申し立てをしてきた。

一方で現在、かつての排除因子であった出身国、人種、宗教、思想、犯罪、病気といったものは、個別のアクターが個別の目的で収集した他の情報（購買歴、渡航歴、SNSでの友人関係、メールの内容など）とともに結合され、使用される。そのため、ある個人の行動が制限されたとき、誰によって収集されたどの情報が原因だったのかを特定することは難しい。「危険な集団」として取り出されるのではなく、あくまでも「問題のある個人」という結果が下されたとき、誰とともにどこに対して異議申し立てをすればいいのだろうか。まさに権力の脱中心化と不可視化が進行している。こうした構造のもとで得られる利便性や効率性、さらに安全や安心とはいったい誰のものなのだろうか。

矢野氏が「統治とは人びとと権力との間の『関係』において展開されるもの」であり、「統治の技法の歴史は、人びとと権力の関係においてのみダイナミックに捉えられるのである<sup>(14)</sup>」と述べているが、監視する側の権力が脱中心化し、「監視する側」／「監視される側」、「抑圧者」／「被抑圧者」の境界線が曖昧になるなかで、新たな統治の局面をどのように分析できるだろうか。

この大きなテーマに取り組むにあたって1つのカギとなるのは、統治の歴史を、移動の管理の側面に注目して描き出すことだと私は

考えている。近代において定住を基盤とした統治と制度化された自由な移動を構築するなかで、定住にもとづいた統治ができない人びと、つまり移動する身体の管理を目的に指紋法が誕生した。そして、近年の生体認証技術の高まりにおいても、移動の拡大が背景に存在する。輸送手段の発達による物理的な移動はいうまでもなく、ここにはコンピュータを介したデータの移動も含まれる。刻一刻と変化する移動を把握するには、つねに監視（追跡）が必要となり、それによって膨大なデータが監視の対象となる。監視は、膨大な情報のフローを生み出す道具であるとともに、サイバースペースと具体的な場所や人（生活世界）を結びつける回路でもあり、複雑化するモビリティの時代における秩序形成のインフラになっている。それは、定住にもとづく統治の終焉と言い換えることもできるだろう。

NECの生体認証Bio-IDiomの広告には次のように書かれている。

盗まれない。無くさない。忘れない。  
もっとも安全な鍵は、あなたの身体だ。  
NECの生体認証Bio-IDiomは、顔や指紋、声などの違いを瞬時に把握。全世界76億の中から、たったひとりのあなたを認証する。公的サービスやセキュリティ、ショッピングなど、利用シーンは様々。  
(中略) 誰もが安心してデジタルを活用できる社会。そんな決まり文句は、正確な認証技術があって、はじめて実現できる。

---

(14) 矢野久、前掲書、pp.148-149.

あなたの代わりは、いないから。あなたの身体を、あなたの鍵にする。すべての人がキーパーソンになる。<sup>(15)</sup>

いまや生体認証技術は、デジタル上の情報のフローを具体的な本人に帰着させる道具として用いられているのだ。バーチャル／リアルといった境界線は消滅し、デジタル世界が日常生活と切り離せない関係になることで、私たちは否が応でも個人認証を必要とする。そして、日々のあらゆる情報から作り上げられるデータ上の私（データ・ダブル）が、生体認証を通じて自分の身体に意味を与えていく。もちろんここで与えられる意味がつねに本人の期待していたものである保証はない。

利便性と不確かさが混ざり合う現代社会で、

監視が果たす役割とそこに内在する不均衡に注目しながら、定住から移動を通じた身体管理へと変容する新たな統治のありようを分析していくことが、次の課題となるだろう。

以上、書評論文で提起された5つの論点への応答を試みた。各論点のなかにはさらに多くの論点が含まれており、それらにきちんと答えられた自信はない。しかしながら、応答という作業を通じて、拙著と客観的に向き合い、さらなる課題と出会うことができた。

拙著への書評を書いてくださった矢野久先生ならびに、応答の機会を提供してくださった『三田学会雑誌』編集委員会の皆様に、心より御礼申し上げたい。

---

(15) 「Bio-IDiom NEC の生体認証」〈<https://jpn.nec.com/ad/bio-idiom/>〉取得日 2018 年 9 月 28 日。